

令和4年度

第2回倉浜衛生施設組合議会定例会
会議録

令和4年8月9日 開会
令和4年8月9日 閉会

場 所 : 倉浜衛生施設組合 管理棟3階大会議室

倉浜衛生施設組合議会定例会会議録

議事日程第1号

令和4年8月9日(火)

午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
第2 会期の決定について
第3 議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する
条例の一部を改正する条例
第4 議案第6号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)
第5 認定第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の
認定について
第6 報告第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告について
第7 一般質問

本日の会議に付した事件
(議事日程のとおり)

出席議員(14名)

1番	阿多利 修	議員	8番	屋富祖 功	議員
2番	池原 秀明	議員	9番	伊佐 哲雄	議員
3番	栄野比 和光	議員	10番	岸本 一徳	議員
4番	喜友名 朝彦	議員	11番	濱元 朝晴	議員
5番	小谷 良博	議員	12番	宮城 司	議員
6番	新里 治利	議員	13番	友利 勉	議員
7番	高江洲 義八	議員	14番	宮里 廣	議員

欠席議員なし

説明のため出席した者の職、氏名

管理者	桑江 朝千夫	総務課長	辺士名 俊明
副管理者	松川 正則	業務第二課長	町田 洋人
副管理者	渡久地 政志	総務課主幹	比嘉 敬文
事務局長	山城 満	総務課主幹	比嘉 洋
次長兼業務 第一課長	宮里 学		

職務のため議場に参加した事務局職員の名、氏名

総務係長	大城 和佳	会計係長	照屋 保
------	-------	------	------

○小谷良博 議長

おはようございます。只今から、令和4年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会を開会いたします。

只今の出席議員は12名でございます。

喜友名朝彦議員から、遅刻の届出、池原秀明議員からはまだ連絡がございません。

定足数に達しており、会議は有効でございますので早速会議に入ります。

それでは、開会のご挨拶を管理者にお願いします。

桑江 管理者。

○桑江朝千夫 管理者

おはようございます。

令和4年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、ご自身の選挙を来月に控えながら、万障お繰り合わせいただき、ご出席を賜りましたことに感謝申し上げ、厚く御礼申し上げます。

さて、今定例会に上程しております、案件につきましては、

『議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例』、

『議案第6号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）』、

『認定第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について』、

『報告第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について』の4件となっております。

案件の内容につきましては、事務局から、説明させていただきたいと存じます。

何とぞ、慎重なるご審議を賜りますよう、お願い申し上げ開会のご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいいたします。

○小谷良博 議長

以上でご挨拶を終わります。

本日は、議事日程第1号によって議事を進めて参ります。

日程第1、会議録署名議員の指名について議題といたします。本件につきましては、会議規則第70条によって議長の指名になっておりますので指名いたします。

6番議員新里治利議員、10番議員岸本一徳議員の両名を会議録署名議員に指名いたします。

日程第2、会期の決定について議題といたします。

休憩いたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時02分）

○小谷良博 議長

再開いたします。

会期については、令和4年7月29日開催の議会全員協議会における協議どおり、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

日程第3、議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年8月9日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

次のページから改正文となっております。

条例第2条、第3条、第9条に係る改正文となっております。

改正に至った背景につきまして別冊にあります議案説明資料において説明をしたいと思います。手元の議案説明資料をよろしくお願いいたします。

議案説明資料の1ページをお開きください。

1の背景でございます。地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されており、育児休業の取得回数がこれまでの現行1回が原則2回まで取得可能となり、加えて、産後パパ育休とも言われております出生時育児休業についても、子どもの出生後8週間以内に現行1回が2回まで取得可能となります。

実施時期については、「民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施」とされ、令和4年10月1日の施行が予定されており、法の施行に間に合わせ、条例を改正する必要があります。

続きまして、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

中段3の改正概要です。

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和、これが第3条関係となっております。

① 育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除いたします。

② 任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備いたします。

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業する場合には、「子の出生から起算して8週間と6月を経過する日まで」と要件を緩和いたします。第2条関係となっております。

(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業について、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備いたします。第2条、第2条の3、第2条の4関係となっております。

続きまして、4の施行期日でございます。令和4年10月1日となっております。

続きまして、5、経過措置。改正以前に育児休業計画書を提出した職員について、改正条例施行日以降も従前のとおり取扱いとするための経過措置。これが附則第2項関係となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありますか。

(『質疑なし』の声あり)

○小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第5号について、討論はありますか。

(『省略』の声あり)

○小谷良博 議長

討論なしと認めます。これもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第5号 倉浜衛生施設組合事務局職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第6号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

議案第6号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

みだしのことについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき議会の議決を求

める。

令和4年8月9日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,922万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,948万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年8月9日提出

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

債務負担につきましては、4ページから5ページにかけてとなっております。

4ページをお願いいたします。

第2表の債務負担行為補正でございます。主なものを説明させていただきます。

4行目にあります薬品等購入費、限度額2億221万5,000円。続きまして5行目燃料等購入費、限度額1億3,300万2,000円となっております。薬品、燃料費については、世界的な物価高などの影響を受け、価格が上昇しており、昨年度より比較して30%ほど増額しているところであります。

次に5ページをお願いいたします。

2段目にあります草木類処理業務委託については、限度額705万3,000円となっております。この草木処理に係る委託については、今年度より組合にて自前処理を行うことから令和5年度は前年度比較で88%減、約5,500万円を減額しているところであります。

続きまして、次のページをお願いいたします。補正予算第2号に関する説明書の中から主なものを説明させていただきます。

説明書の3ページ目をお開きください。歳入でございます。

5款1項1目財政調整基金繰入金の補正額3,151万円の減につきましては、歳入歳出補正財源調整減額分を基金へ繰り戻すものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

6款1項1目繰越金の補正額7,848万5,000円の増につきましては、令和3年度の決算剰余金を繰り越すものでございます。

続きまして、5ページ目をお願いいたします。

7款3項1目雑入の補正額225万4,000円の増となっており、こちらは古紙類の売却料のダンボール及び新聞紙において、当初単価を0円で見込んでおりましたが、4月分の単価

が2円、5月分の単価が3円として売却できたことから売却の実績分を増額しております。

続きまして、6ページ目をお願いいたします。歳出でございます。歳出は主に人事異動と契約差額による補正となっております。

まず、2款1項1目一般管理費の補正額9,086万9,000円の増となっております。人事異動に伴う増で、2節給料が1,580万2,000円、その下3節職員手当等が835万4,000円、4節共済費560万3,000円を増額しております。

続きまして、12節委託料の315万5,000円の減と13節使用料及び賃借料52万円の減につきましては、契約差額による減となっております。

続きまして、その下24節積立金の6,478万5,000円の増につきましては、令和3年度の決算剰余金の2分の1以上を当該基金へ積み立てるものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

3款1項1目塵芥処理場費（熱回収施設）の補正額が8万8,000円の減、これは主に人事異動に伴うもので、右の2節給料5万7,000円の減、3節職員手当等12万5,000円の増、4節共済費19万3,000円の減となっております。

次に7ページの3款1項2目塵芥処理場費（リサイクルセンター）の補正額は31万1,000円の増となっており、人事異動に伴うもので、右側の1節報酬が187万8,000円の増、その下2節給料78万8,000円の減、3節職員手当等が170万8,000円の増、4節共済費10万5,000円の増、8節旅費17万9,000円の増となっております。

続きまして、8ページの12節委託料277万1,000円の減につきましては、当初は古紙類等を委託にて処理することを想定し予算計上しておりましたが、古紙類等が売却できたことから、売却実績に応じて委託費を減額しております。今後も売却状況を見て対応したいというふうに考えております。

続いて8ページ、3款1項3目最終処分場費の補正額は1,984万4,000円の減となっており、これも人事異動に伴うもので、右側の2節給料834万4,000円の減、3節職員手当等が600万8,000円の減、4節共済費296万5,000円の減となっております。

その下の12節委託料の252万7,000円の減につきましては、説明欄にある契約差額によるものとなっております。

続きまして同ページの3款1項4目し尿処理場費の補正額は2,286万7,000円の減となっております。これも人事異動に伴うもので、右側の1節報酬245万7,000円の減、2節給料694万2,000円の減、3節職員手当等399万6,000円の減、4節共済費256万1,000円の減、続きまして8節旅費が14万2,000円の減となっております。

続きまして9ページをお願いいたします。

9ページの12節委託料が676万9,000円の減につきましては、説明欄の各委託項目についての契約差額となっております。

次に10ページとなります最後です。

4款1項2目公債費の利子の補正額84万8,000円の増につきましては、し尿処理施設整備事業債における起債の利率に関するもので、当初想定しておりました利率より借入金の

利率が増率になったものによるものであります。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。議案第6号について討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

○小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。議案第6号 令和4年度倉浜衛生施設組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○小谷良博 議長

ご異議ございませんので、よって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

日程第5、認定第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について議題といたします。当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

認定第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について 地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めます。

令和4年8月9日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

それでは主な事項について決算書にて説明いたします。3枚めくっていただきまして、2ページをお開きください。

一般会計の歳入決算書の歳入合計欄をご覧ください。真ん中から下です。

予算現額の42億4,907万7,000円。調定額及び収入済額はそれぞれ42億7,256万7,505円。不納欠損額及び収入未済額はございません。

続いて予算現額と収入済額との比較一番右にありますものが合計欄2,349万505円となっております。

その予算現額と収入済額との比較の中で増額となっているものについて、上から2段目にあります2款1項手数料の480万500円については、ごみ搬入量が当初見込みより増加していることからごみ処理手数料が増となっております。

また、下から2段目にあります7款3項雑入1,867万9,905円については、主にスチール

缶、鉄屑などの売却単価が上昇したことと、また売電料について当初見込みより発電量が大きくなったことが増額になった要因でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

一般会計歳出決算書の歳出合計欄をご覧ください。

予算現額が42億4,907万7,000円。支出済額41億7,252万1,369円。続きまして、翌年度の繰越額は2,156万円。なお不用額は5,499万5,631円となっており、予算現額と支出済額との比較が7,655万5,631円となっております。

この不用額の主な内容でございますが、上から3段目に当たります3款1項清掃費の不用額が4,509万9,833円、これは主に熱回収施設やリサイクルセンターなどの各施設の消耗品や修繕費などの契約差額でございますが、これは緊急的な修繕などに備えていたもので、今回、緊急的な支出が特に大きなものがなかったことから不用額となっております。

続きまして一番下の5款1項予備費の不用額につきましては、予算現額と同額の856万3,000円となっております。

次に少し飛びますが22ページをお開きください。

22ページ、実質収支に関する調書でございます。1の歳入総額から2の歳出総額を差し引きました額、3の歳入歳出差引額は1億4万6,136円となっております。

続きまして4の翌年度へ繰り越すべき財源が2,156万円を差し引きますと5の実質収支額としては、7,848万6,136円となっております。

次に23ページをお開きください。

財産に関する調書の1. 公有財産でございますが、決算年度中の土地の増減はございませんが、建物については、上から3段目の令和4年度に稼働いたしました汚泥再生処理センターの施設の1,161.01㎡が新たに増となっております。このほかの区分では増減はありませんが、2段目にありますし尿処理施設につきましては、現在、旧施設の解体工事を進めており、令和5年3月までに完了する予定となっており、解体が完了次第、財産調書から減とする予定となっております。

続きまして最後26ページをお願いします。最後のページとなっております。

26ページ、財産に関する調書の3の基金でございます。1の財政調整基金の決算年度中増減高につきましては、1億1,418万3,439円の増となっており、決算年度末現在高は3億5,623万1,448円となっております。

続きまして2の地域還元対応基金の決算年度末現在高は3億7,800万円となっております。

続きまして3の最終処分場整備等基金の決算年度中増減高につきましては、579万1,632円の減となり、決算年度末現在高は6億3,169万7,684円となっております。

認定についての説明は以上でございますが、令和3年度決算認定にかかる資料として、認定資料と審査意見書、あと令和3年度主要な施策の成果を説明する書類を配布しております。

以上であります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。認定第1号について、討論はありませんか。

(『省略』の声あり)

○小谷良博 議長

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終結いたします。

それでは、お諮りいたします。認定第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(『異議なし』の声あり)

○小谷良博 議長

ご異議ございませんので、認定第1号は原案のとおり認定いたしました。

日程第6、報告第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、当局の説明を求めます。

山城 事務局長。

○山城満 事務局長

それでは、報告第1号 令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書を調製したので報告します。

令和4年8月9日

倉浜衛生施設組合 管理者 桑 江 朝千夫

次のページをお願いいたします。

令和3年度倉浜衛生施設組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

3款衛生費、1項清掃費、事業名が受入供給設備修繕整備(ごみクレーンK1・K2)の繰越額が2,002万円。続いてエキスパンション点検業務委託の繰越額は154万円となっており、合計で2,156万円となっております。この2件の繰越をしている主な理由ですが当該この2つの業務につきましては、県外より技術者を派遣してもらい、修繕及び点検を行うものでありますが、その業務予定期間において沖縄県で新型コロナウイルス感染拡大の抑制のためのまん延防止等重点措置の指定がございました。それを受けまして、契約業者より沖縄県への渡航を控えたいとの要望があったことから工期の延長を行ったものであります。

その後の業務の進捗状況ですが、ごみクレーンの修繕整備につきましては、令和4年

の7月には作業を終えております。また、エキスパンション点検業務についてですが、これも令和4年の9月に点検業務に入れるよう、現在、業務を進めているところであります。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○小谷良博 議長

当局の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(『質疑なし』の声あり)

○小谷良博 議長

質疑なしと認めます。これをもちまして質疑を終結いたします。

以上で報告第1号についての報告を終わります。

日程第7、一般質問に入ります。

お手元に配布しております一般質問通告書について、8月2日の通告締め切りまでに、1名の議員から一般質問通告書が事務局に提出されています。質問制限時間は20分以内で、一問一答方式となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、一般質問を行います。8番議員 屋富祖功議員の一般質問をお願ひいたします。

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

当局の皆さん、そして管理者の皆さんよろしくお願ひいたします。最後の一般質問になりますけれども、時間のほうが20分しかないので、早速入りたいと思います。

まず、質問事項1. 生ごみで発電するバイオガス発電についてでございます。私達の生活から排出される生ごみ、その量は人口の増加、社会の発展に比例して増え続けております。その生ごみを焼却して発生する大量の二酸化炭素は地域温暖化に拍車を掛け、大きな社会問題となっております。低炭素化社会の構築に向けて、再生可能エネルギーに本気で取り組むべきだと思っております。

(1) 6月23日に東京調布市で、学校給食を作ったあとの残りかすを使って発電する実験が始まりました。

① 本組合で処理される生ゴミの年間量をお伺ひいたします。

○小谷良博 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

屋富祖議員の一般質問にお答えします。熱回収施設に搬入されるごみについては、生ごみのみの計量がございませんが、熱回収施設に搬入されるごみ質分析がございまして、全体量から按分する形で計算しますと、令和3年度実績より全体ごみ量約72,000 tのうち生ごみのみの年間量として約6,000 t程度となります。

○小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。今、私達市民がこの生ごみを出すときには燃えるごみ袋に入れて出すわけですよ。その際に極力水分を絞って生ごみを出すようにお願いをされているところでありましてけれども、今の説明の中で生ごみを計量するものはないと、しかし大まかな計算をすると年間6,000 tが生ごみとして出ている。この6,000 tの生ごみ、生ごみというのは水分が80%とも言われているわけですよ。この80%の生ごみ、6,000 tの80%というとならば4,800 t。4,800 tの生ごみを今、焼却している。水を焼却するには、また灯油なりそういった燃料が必要になるわけですね。それを燃やすのにこれだけの4,800 tの水分を燃やすのにかなりの燃料が使われると思いますので、その辺りをですね、今後、当局も良く考えていったほうがいいと思いますのでよろしくをお願いします。

② 処理方法をお伺いいたします。

○小谷良博 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。当組合においては生ごみの処理については、汚泥再生処理センターで、学校給食残渣を破碎、脱水し熱回収施設でごみ焼却を助ける助燃剤として活用しております。以上です。

○小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。最初に東京調布市の話をしましたけれども、そういった感じで倉浜衛生施設組合も汚泥再生のところ取るように活用しているという答弁であります。

続きまして③に入ります。生ゴミの年間量で発電できる世帯数はどれくらい想定できるか。今、本組合では、このバイオガス発電施設はないわけですよ。もし、全国的に県外の先進地のある事例に換算した場合、どれぐらいの量になるのか教えていただけますか。

○小谷良博 議長

宮里 次長兼業務第一課長。

○宮里学 次長兼業務第一課長

お答えします。生ごみの搬入量については、先ほどお話ししたように可燃物全体量からごみ質分析による計算値より約6,000 tが搬入されたとした場合、先進地であります新潟県長岡市に導入されたバイオガス発電設備は、令和4年度実績より生ごみ処理量12,799 tで1 t当たりの発電量は246kWh/tだと聞取りをしております。

これを元に倉浜での生ごみの年間量で算出すると発電できる世帯数は、3人世帯で想

定した場合、約332世帯となります。以上です。

○小谷良博 議長

屋富祖功 議員。

○屋富祖功 議員

ありがとうございます。こういった大きなバイオガス発電施設を造るのにはかなりの費用が掛かると思うんですけど、今日たまたまですね、新聞に載っていた記事があつてですね、これをちょっと読み上げさせてもらいます。

脱炭素事業予算交付金贈与と書いてあります。環境省は8日、脱炭素事業を手がける自治体向けの交付金について本年度当初費倍増の400億円を来年度予算の概要要求に盛り込む方針を固めた。民間の事業に政府が出資する財政投資融資の増額を求める方法。自治体や民間の取り組みを促し、政府目標の2050年の脱炭素社会実現に繋げる。

交付金は地域脱炭素移行再生エネルギー推進交付金で本年度予算で創設した30年度までに家庭やビルの電力消費に伴う二酸化炭素CO₂排出量の実質ゼロを目指す。脱炭素先行地域への重点支援が目的だと。配分対象は太陽光や風力と言った地域特性に応じた再生可能エネルギー導入や建物の省エネ化など、一定の条件を満す再生エネルギー発電設備を導入した場合には、先行地域以外でも対象となる。

環境省は25年度までに先行地域を100以上にする方針。今年4月には第一弾として家畜の糞尿処理で発電したメタンガスを利用した発電を北海道や横浜など26拠点を選んだというふうな記事が今日載っていました。

国のほうは100の自治体を今から手を上げるところに選んでいくという方向なんですね。先進地というのも今、取り組みしたところでもほんの僅かだと思いますけれども、ぜひですね、本組合構成2市1町も手を上げて、この100の中に入って、逆にこの本組合が先進地というようなモデルとなるような取り組みをやっていくべきではないかと思っております。ぜひご検討のほうをよろしくお願いいたします。以上です。

○小谷良博 議長

これにて、屋富祖功議員の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本定例会において議案等が可決されましたが、会議規則第37条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思いましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○小谷良博 議長

ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

休憩いたします。

休憩 (午前10時45分)

再開 (午前10時45分)

○小谷良博 議長

再開いたします。

これにて本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
よって、令和4年度第2回倉浜衛生施設組合議会定例会をこれにて閉会いたします。
お疲れさまでした。

閉会（午前10時46分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 4 年 9 月 9 日

議 長

小谷良博

会議録署名議員

新屋均利

会議録署名議員

岸本一徳